

平成30年度宮城県消費生活審議会議事録

- 1 日 時 平成31年1月18日（金）午前10時30分から午後0時37分まで
- 2 場 所 行政庁舎4階 特別会議室
- 3 出席者 出席委員13名，欠席委員2名
- 4 議事内容

議題 消費者行政の取組について

- (1) 宮城県消費者施策推進基本計画（第3期）の概要と実施状況について
- (2) 宮城県消費者教育推進計画の概要と実施状況について

【事務局：消費生活・文化課 鎌田副参事兼課長補佐】

≪ 議事に先立ち，出席者紹介，会議成立，会議公開の確認を行った。≫

■議題 消費者行政の取組について

【栗原由紀子会長】

それではしばらくの間，議長を務めさせていただきます。

委員の皆様，どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに，議題の「消費者行政の取組について」です。事務局からの御説明をお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 鈴木参事兼課長】

≪ 事務局より，資料1及び参考資料1から2に基づき説明 ≫

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費者相談専門監】

≪ 事務局より，資料2及び参考資料3から4に基づき説明 ≫

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明がございました。

それでは，委員の皆様から，今回の御説明に対する質問や，その他，消費者行政で日頃からお考えになっていることなどについて，お一人ずつ御意見等を承りたいと思います。

お一人につき，短くて申し訳ないのですが，2分程度を目安に御発言をお願いしたいと思います。

それでは、私の右手の方から順に回ります。佐藤委員、どうぞよろしく申し上げます。

【佐藤康仁委員】

東北学院大学の佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私、経済学部で加齢経済論という高齢化の経済学の授業を担当しております。これまで、数年にわたって、こちらの審議会に関わらせていただいております。様々な施策等の状況に関して、お話しをお伺いしているわけですが、これまで、県、市町村をはじめ、学校、消費者団体など、多くの主体が積極的に情報提供していたり、あるいは、消費者被害の未然防止に向けた啓発活動であったり、講座を実施したりということで、様々な取組をされているというふうに思います。その成果も見られるかと思うのですが、一方で、依然として、多くの消費者被害問題が発生しているというのも現状かと思ひます。

ただいま、御報告いただいた中にもございましたが、とりわけ高齢者が被害者となっているような事例が多くあるかと思ひますし、今後、一層、高齢化が進むこと、あるいは高齢者の単身世帯が増えるということによって、ますます深刻になるのではないかということをお個人的には懸念しております。また、その手法も大変巧妙化しております、特にインターネット関係ですと見抜くのが難しいようなものも発生しておりますし、日々、新しい問題が発生しているということで、この取組の難しさを実感するとともに、今後の積極的な取組の必要性等をますます感じているところでございます。

つい最近の出来事として、厚生労働省の毎月勤労統計調査が誤った手法で行われていたということがあるかと思ひますが、これによって、雇用保険であったり、労災保険などの支払いの不足額が生じているということで、今後、不足額について支払われる方針であるというようなことも出されていますので、こういったことがあると、また新たな詐欺の手口が発生したりということも予想されるのではないかと思ひますので、今後、注意が必要ではないかと考えているところです。

また、私自身も大学に所属しているわけですが、先ほど、環境生活部の後藤部長からのお話しにもあったとおり、成年年齢引き下げに伴って、18歳が親の同意なしに契約を結べるようになるということで、トラブルが頻発することが危惧されるという中で、今後、より一層、高等学校段階、そしてまた、大学に入学してくる大部分も18歳ですので、大学入学時点での消費者教育の取組の充実を図っていくということが重要ではないかと考えているところです。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

それでは、続きまして光安委員から、どうぞよろしくお願ひいたします。

【光安理絵委員】

基本計画に基づいて、県でも施策を進めていただいているということで感謝申し上げます。ありがとうございます。

私自身の経験から申しますと、消費者教育について、私自身も中学校であったり、高校であったり、私自身が実際に講義をしていたのは数年前までになりますけれども、その頃はまだ、おそらく金融広報委員会の授業などがなかった頃かもしれないので、クレジットとか利息についてお話をしたり、ネットトラブルですとか、架空請求、執拗な勧誘などについてお話しをしておりましたが、本当に、中学、高校からの啓発というものも大事ですし、実感をもって聞いてくださるのもその頃、むしろ先生方が非常に実感をもって聞いてくださって、「利息というものは元本からトータルでこんなに増えるのか」とか、クレジットの仕組みなど興味深く聴いてくださったことを覚えております。高校生というと、まだまだ実感をもって理解しにくいというところは、授業をする側も悩みどころだったわけでごさいます。弁護士会としても、今後も授業の内容などを一生懸命考えて、より聞いていただけるようにしていきたいと思えますし、大学であれば新入生の初日の枠とかに弁護士会に御要望がきますけれども、本当は、もう少し時間を学校側の理解もいただいて取りたいところでごさいます。

質問ですけれども、私自身が勉強不足かもしれないのですが、金融広報委員会で銀行と県と東北財務局で連携してやっておられる授業内容と、弁護士会でやっているものと、何か情報交換ですとか、最近、私は行政との懇談会にも何回か出席できていなかったもので、すりあわせと言ったら変なのですけれども、連携がとれていたかどうかというところが質問でございました。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

ただいま、光安委員から金融広報委員会等との連携ですとか、情報交換会などを開催しているのか、要は、連携はとれているのかということによろしいですか、質問がございましたが、これに対して事務局から何か、今御説明ができればどうぞお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 鈴木参事兼課長】

金融広報委員会でごさいます。構成は、宮城県が事務局を所管しており、それから、東北財務局さん、日本銀行さん、生保協会さん、銀行協会さんも入っております。それから、信用金庫協会なども入っておりますが、確かに、私が出席した会議において、特に、仙台弁護士会さんが入って情報共有をしたという記憶はありません。

学校への弁護士派遣の際には、いろいろ御協力をいただいているということもございませぬので、仙台弁護士会さんには、実際、学校訪問していただいて、金融教育をしていただいておりますので、情報共有の仕方につきまして、今後の課題といたしまして、事務局で検討させていただきたいと思えます。

【栗原由紀子会長】

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

つづきまして、徳能委員から申し上げます。

【徳能順子委員】

松山高校の徳能でございます。いつも、いろいろな面で学校教育に御協力をいただきまして、ありがとうございます。

私、高校の家庭科の教員でありますので、消費者教育ということにつきましては、ずっと続けてやってはきているところですが、ここに来て、成人年齢が引き下げられるということで、ますます消費者教育の重要性というのが、いろんなところで言われております。高校の授業の中では、家庭科と社会科が大きな役割を担うことになってきますけれども、どちらの教科も、それだけをやっているわけではもちろんなくて、いろいろな分野の中の一つとしての消費者教育ということで、どうしても勉強に割く時間が少なくて、本来ならば、もっとじっくりと生徒たちに伝えなければいけないことがたくさんあると思うのですが、本当に少ない時間の中で、いかに効率的な授業をするかということを考えながらやっております。

作っていただいております「知っておこう！これだけは」という、この冊子は随分前に作っていただいたものなのですが、多くの学校がこれを使って消費者教育を行っているというふうに思います。これの監修に携わっている者も、高校の家庭科と社会科の教員、それから多分、商業科の教員も一部関わっていると思うのですが、大変良くできていまして、大変重宝しているところです。けれども、日々、消費者教育の内容というか、生徒たちに伝えなければいけないことが多くなり、また、たくさん変化しています。その変化に教員もなかなかついていけないところもございまして、教員の方が勉強不足だったり、特にSNSなどの対応については、生徒の方がずっとずっと進んでいるものから、教員がなかなかついていけないということがたくさんございます。

いろいろな課題を抱えた中でやっているところなので、行政の力添えというか、教員に対する研修会もたくさん行っていただいているのですが、今後も、内容や回数などをいろいろ考えていただきながら、さらに充実したものにしていただけると大変助かります。また、弁護士会さんの御協力もいただきながら、生徒への講話とかも随分やっていただいております。これも大変役に立っているところです。なかなか生徒は、生活体験、社会体験というものがないので、話を聞いても、他人事というか「ふーん」とは思うものの、それを自分の生活に落とす、あるいは実際に社会に出たときにそれをもう一度思い起こして、自分をそこにもう一回置いて考えてみるとかということが、なかなかできていないというのが現状だというふうに思っております。そこを何とかしていかなければいけないというふうに思います。実感をもって、どういうふうに聞かせたらいいのかと

ということも一つ大きな課題だというふうに思っております。いろいろ考えなければいけないことがあります。世の中がどんどん進んでいるので、大事な生徒たちが被害に遭わないように、それを第一に、私たちは日々、生徒と向き合って授業をしているというところでございます。以上、現状ということでお話しをさせていただきました。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

教育の現場の現状ということで、お話しをいただき、ありがとうございました。

続きまして、及川委員から、どうぞよろしく申し上げます。

【及川理恵委員】

利府町立青山小学校の及川でございます。

小学校に勤務しております立場上、いただいた資料の中で、宮城県消費者教育推進計画の第1節「ライフステージ・場ごとの消費者教育」の「1 学校教育期での取組」というところについて、興味を持ってお話しを伺わせていただきました。小学校向けの資料、中学校向けの資料を作成していただいているということで、大変ありがとうございます。中身を見させていただいて、子どもたちが興味を持つような作り方をいただいているなと思って拝見させていただきました。ただですね、資料を見せていただいて、どれくらい使われているのかというようなところを見てみましましたら、宮城県消費者施策推進基本計画の16ページに「平成26年度で5.4%」という数値になっていて、大変もったいないなと思ったところでした。それで、そのあたりの活用を学校でも進めていければなと思うところです。

参考までに、ちょっと申し上げれば、配布の仕方によって、随分、活用の仕方が変わってくるのではないかと思います。その年度にいただいて、学校に留め置きということで使う場合もあれば、生徒に配布してしまって家に持ち帰ってしまうというような形になると、また次の年度、新しいものをいただかないと指導できないというようなこともありますので、そのような配布の仕方でも変わってくるのかな、などと細かいことですが思っていたところでした。

それから二点目、研修についてということで、教員への研修もしていただいているというところで、総合教育センターなどでしていただいているというものを拝見しましたけれども、先ほど、徳能委員からもありましたが、学校の中で、教員が受けてそれを子どもに伝えるというと、いろいろな授業の内容がたくさんありますので、なかなか薄くなりがちであるかなと思います。一番関心を持って情報がほしいなと思っているのは、PTAのお母さんたちというところもあるかと思います。そういうところに、直接、何か広報の仕方によっては希望する学校なども多くなるのではないかと思いますので、ちょっと意見として言わせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

P T Aに広報ということもあるということですので，事務局でも，どうぞ御検討ください。

続きまして，野崎委員，どうぞよろしく申し上げます。

【野崎和夫委員】

宮城県生協連の野崎でございます。生協は，県内に16ございまして，消費者の約105万人が加入しております。生協の様々な活動を通じて，感じていることをお話しさせていただきたいと思います。四点ほど申し上げたいと思います。

まず一つは，宮城県消費者施策推進基本計画の21ページでございます「第1 推進体制」の丸の三つ目でございます。宮城県消費生活審議会につきましては，消費者教育の推進に関する法律に定める「消費者教育推進地域協議会」としても位置づけて運営するということになっております。大変大事なわけでございますが，消費者の施策に関する議論と消費者教育をいかに推進していくかという，この二つの議論を自主的に進めていくという上では，本当に年一回だけやっていて足りるのか，あるいは議題の設定の仕方とか，出す情報ということが，十分に一時間半の中でやれるのかということについては，よく御検討いただいた方がいいのではないかと思います。様々，実践的に進めていくにあたっては，いろんな事例を共有していくということが大事かと思えます。光安委員から出された講義内容での共有の問題や，及川委員から出された冊子の活用の仕方一つをとっても，様々なやり方ということがあるわけでございます。そういったものを，よりしっかりと共有していくということが大事かと思えます。そういう意味では，宮城県消費生活審議会ないしは消費者教育推進地域協議会としての役割，それぞれがどのように役割を果たせるのかという観点で審議会の持ち方について考えていただきたいというのが一つ目でございます。

二つ目でございますが，宮城県消費者施策推進基本計画の20ページでございます。「第3 重点的取組」のところでございます。「3 多様な主体との連携・協働による消費者施策の推進」ということでございます。消費者被害防止の運動とは，行政の役割も極めて大事なわけでございますが，それぞれ取り組む団体の活動が，いかに充実したものになっていくのかというところが大事であろうと思えます。そういう意味では，いろいろなノウハウですとか，推進事例でありますとか，そういったものがもっともっと共有をしていけるような機会を積極的に作っていくことが大事であろうと思えます。いろんな連絡協議会が始まっているわけでございますけれども，より実体的に進むようにご検討いただきたいと思えますし，また同時に，消費者団体，私も「適格消費者団体 消費者市民ネットとうほく」の活動に参加しておりますが，総じて財政も厳しく，手弁当でやっている部分もございませう。こういう活動補助の予算措置も含めて，また政策的に強めていくような施策について

より検討すべきではないかということをお願いしたいと思います。

三点目は、成年年齢引き下げの問題でございます。学校教育期における教育ということが極めて大事だということが言われておりますけれども、よくよくいろいろなお話しを聞いていきますと、学校教育だけではなかなか難しい部分もあろうかと思えます。実際、本当に限られた中で、先生方が御努力をされております。これをいかに強めていくかという議論と同時に、先ほど、PTAという話もございましたけれども、生協の中でも学習会等をさせていただいておりますけれども、SNSやスマートフォンについても「子どもの当たり前と親の当たり前は違いますよ」というようなことが言われておまして、親がどのように子どもに接していくのかということも一つ大きなテーマかなと感じておるところでございます。成年年齢引き下げの問題につきましては、宮城県消費者施策推進基本計画では高齢者を中心に書いてありますけれども、追加的に強めていくテーマではございますので、しっかりと位置づけてやっていく必要があるのではないかと思います。

四点目については、SDGs（エスディーゼズ）の推進についてでございます。冒頭、後藤部長からもお話しがございましたように、持続可能な社会形成について、国連等も政府もかなり積極的に進めているわけでございますが、この「持続可能な開発目標」のうち12が、いわゆる持続可能な生産、消費ということについてきっちり考えていこう、そういう意味ではエシカル消費等を中心にしながら、消費者教育にかなり関わる部分でございます。SDGsについても、かなり意識した課題認識ということについては、追加的に意識すべきではないかと考えるところでございます。以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

野崎委員から、たくさん御提案をいただきましたけれども、この計画を策定したときからだいぶ社会情勢も変わってきているということもありまして、見直しの必要性とか、審議会の時間ももう少しとってはどうかという御提案をいただきました。この点について、何か事務局でコメントがあればお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 鈴木参事兼課長】

様々な御意見、御提案ありがとうございました。

一点目の審議会の持ち方ですが、事務局の不手際もありまして、この時期、しかも90分間という大変短い時間となってしまったという点を反省しております。この持ち方につきましては、今後なるべく時間を確保できるような形で、日程調整を図っていきたいと思っております。

それから、今の宮城県消費者施策推進基本計画と宮城県消費者教育推進計画とも平成32年度までとなっております。平成31年度からは、いよいよ次期計画の改定の検討に入っていかなければならないと思っております。前回作成した段階からは環境とか、新た

な問題も出てきているかと思いますので、平成31年度、32年度の2カ年かけまして、次期改定計画の検討の中で、今いただきました御提言、御意見なども参考にしながら検討を進めていきたいと思っております。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

続きまして、折腹委員をお願いします。

【折腹実己子委員】

私は、社会福祉士会から来ておりますけれども、仙台市の地域包括支援センター連絡協議会の会長もしておりますので、両方の立場でお話しをしたいと思います。

まず、弁護士会の方々と連携して、社会福祉士会として、宮城県内に「サポネットみやぎ」という組織を作っております。相談支援にあたる職員たちが法的な解決で困ったりしたときには、サポネットみやぎの中に所属している弁護士さんと連携しながら、相談対応をしていくという体制を県内14のブロックに分けておりまして、弁護士2人、社会福祉士2人が窓口となって対応する体制を作っております。その中で、消費者被害に関する相談も寄せられてきておりますので、相談支援にあたる職員への支援という体制をとって、今、動いているところです。これは一つ、紹介ということです。

地域包括支援センターが、特に高齢者の様々な権利擁護の事業をやっておりますけれども、その中で、消費者被害の実態を目の当たりにしているという状況なのですが、そういったことを防止するため、各センターがそれぞれ様々な活動をしていて、先ほど御紹介のありました出前講座などをしまして、地域の中での普及啓発にあたっているということがございます。私どものセンターでは、年金支給日に銀行の前や郵便局の前に立って、地域の防犯協会の方々と協力しながら消費者被害防止の呼びかけなどもしている状況で、いろいろな活動を現場で行っていると思います。また、何か心配な情報がありましたら、仙台市の場合ですと、行政へ各センターから連絡を入れて「こういった心配な情報がありますよ」と、あるいは「こういった被害が発生しています」と各センターに注意を促すということをメールで発信したり、タイムリーな情報の発信が行われているという状況です。

判断力が低下したり、いろいろなことに不安を覚える高齢者が増えているという状況で、特に、成年後見制度についての活用の促進を図ることが必要だと思うのですが、なかなかこれも進まないという現状もございまして、特に、補佐や補助の部分での初期段階の対応ということが非常に重要だと思うのですが、被害防止のためには様々な意味での見守りや、何かあったときの権利の回復ということも重要だと思っております。任意後見なども、まだまだ普及が進んでおりませんので、こういったことも進めていく必要があると思っております。

地域の中では、何か課題がある高齢者のためには、地域の中での様々な見守りとか啓発

などをしているわけですが、消費者安全確保地域協議会の設置が全国でなかなか進んでいないという情報もいただいているところで、宮城県の中でもこういった活動しながら、地域の中での見守りといった早く気付いて対応することができるような体制作りが重要だと思います。新たに地域協議会を作っていくということは、とても大変なことだと思うのですが、今、地域の中では、地域包括支援センターや行政で地域ケア会議が行われておりますので、こういったところとも連携をしながら、個人情報の取り扱いなど課題はありますが、是非、地域の中での被害防止や啓発などに活用していく取組が重要だと考えております。以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

地域における活動ということで、いろいろと御提言ありがとうございました。

そうしましたら、次は、末委員、どうぞよろしくお願いいたします。

【末弘美委員】

宮城県生活学校連絡協議会の末と申します。よろしくお願いいたします。

宮城県生活学校連絡協議会で福祉関係のサロン活動ですとか、子ども食堂など実施しております。地域の中で消費者被害に遭わないような啓蒙的な情報を提供したり、相談相手になったりということは、常日頃からしているのですが、近頃、感じることは、民生委員もしてございまして担当区域として280世帯を担当しているのですが、その42.3%が60歳以上の世帯でして、非常に多いのです。ほとんどが核家族でして、一人で住んでいらっしゃる91歳の方ですとか、そういうご高齢の方が結構いらっしゃる、今年度、91歳の方が2人ほど施設に入ったりというような状況です。サロンにも35人くらいの方が毎月第四金曜日に元気に活動しているのですが、寝たきりにならないような運動をやったり、ゲームをやったり、楽しくやって、いろんな相談相手にもなって、「こういうハガキが来たよ」という話もオープンにさせていただいて、みんなで笑い飛ばして「ダメだよ、それには乗っちゃいけないよ」みたいなこととかやっているのですが、でもそれは、私が担当している42.3%の中で35人くらいですから、たいしたことないのですね、人数的には。このことを考えると、まだまだ家の中に引きこもっていて、隣近所とはあまり接触を持たない高齢者とか、私の方に情報が入れれば、地域包括支援センターにお繋ぎして、いろいろ施設とか、ディサービスとか、手続きができるのですが、私の知らないところでいろいろあったりとかもあるのではないかと考えます。私の担当地区は小学校も二つあったのですが、5年位前に一校に統合されて減っております。ですから、超少子高齢化地域なのです。高齢者で孤立している人が結構いるのではないかなと、自分では不便を感じないで、地域とはあまり接触を持たずに一人でやっている方も多いのではないかなという印象を最近受けています。昔の村社会ではないですけど

も、町内会をひっくるめて、隣近所いろいろ防災訓練とか関わりをどんどんもって行って、常にいろんな消費者問題についても情報交換をできるような地域の組織づくりというか、そういった取組が必要なのではないかと最近強く感じているところです。

前回の審議会の時に、小中学校・高校の消費者問題に関する副教材についての質問をしたのですが、**「一学年分の教材を各学校にお送りしている」というお話しで、「その教材を回しながら授業で扱ってもらうような教材の配布をしている」というお話しを伺いました。**予想していたとおり、私、小学校で教諭をしていたのですが、学校の中にはいろんな問題があって、学力不足だとか、体力が全国平均を下回っているとかということで、学校の中でやらなければ、子どもたちに伝えなければいけないことがたくさんあり過ぎて、なかなか消費者教育といえますか、そういった問題も難しいのではないかと思います。先生方も、毎日毎日ドラマのようにいろんな事件があったり、トラブルがあったりで、解決するだけでも本当に大変なことだと思って、すごく先生方には頭が下がる思いなのですが、それを何か学校に押しつけるのは、ちょっと酷かなと思ったのですが、先ほど、徳能委員、及川委員からのお話を聞くと、学校の中ではそれほど子どもたちにそういった教育をすることはできていないような気がします。

宮城県生活学校連絡協議会で、食品ロスを扱って、今年で4年目なのですが、宮城県では、まだ食品ロスについて取り組んでいなくて、農林水産省から御紹介いただいて研修会や交流集会などをやったのです。それで、環境問題について少しずつ県とかも目を向けてくださるようになって、今年、河北新報に「小学生向けの食品ロス、食べられるものも捨ててしまっているものは家でどれくらいあるか調べてみようか」というような記事が載っていて、やっとなんかここまで来るのに4年かかったのだと思ったのです。それくらい子どもたちに繋がるような広報活動をするには時間がかかるのだと、今、実感しています。来年度から後半に入ると、この先どういうふうに進めていったらいいのか、もっとパワーアップして広められるような方法を積極的に進めた方がいいのかと、絶対これは必要なことなので、とにかくみなさんに知らせないと被害は拡大していくので、そういった方法もパワーアップしていただけるようお願いしたいと思いました。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

孤立する高齢者の問題は、以前からかなり問題となっていて、ここでも挙げられていますし、また、子どもに対する消費者教育についてももう少しパワーアップをしていった方がいいというコメントをいただきましたけれど、これについて事務局から何かございましたらお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費者相談専門監】

食品ロスの関連について、非常に重要な問題で、河北新報の記事は私も読ませていただ

きましたけれども、本当にこれから進めていかなければいけないと考えております。県庁内でどの部局でという話がありますけれども、私どももできるだけ積極的に関わっていきたいと思っております。

また、子どもたちの副教材について、さらにどういうものを作っていったらいいか、どのように活用されているかという点を、今、いろいろ調べているところでもありますけれども、活用されていると言いながら、その活用の仕方がなかなか見えてこないところも非常に忸怩たるところがございます、学校とも連携をできるだけ深めて、情報をとって、よりいいものを作っていきたいと思っています。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

続きまして、櫻井委員からよろしくお願いします。

【櫻井やえ子委員】

私は、一般的な消費者として、お話しをいたします。

今、高齢者を狙った詐欺も趣向を変えまして、電話で「お宅に現金がいくらあるのか」ということを問い合わせてから、オレオレ詐欺に入るということが、この頃出てきました。電話を受けた人は正直に、高齢者ですから「うちでは、こうだ」と話をしたみたいで、その気にさせられて、危なくオレオレ詐欺の手口に乗る一歩手前までいったそうなのですが、いろんな情報を思い出しまして、かろうじて被害に遭わなかったということもございました。何年か前にも、総会の時、100人近く集まった会場で、オレオレ詐欺の寸劇とお話しをしていただきました。そういう話を聞いていたことが頭の隅にあって、こういうことがいけないと思ひ出されて難を逃れましたけれども、お互いに情報を流すということを常日頃から声がけをしております。なかなか、オレオレ詐欺はなくなるので安心はできないと感じております。

もう一点なのですが、成年後見制度の活用促進ということなのですが、子どもがいる家庭、いない家庭、様々な家庭がございますけれども、財産の行く末をどのように扱ったらよいか、いろいろ悩んでいる方が多いです。親が亡くなれば、面倒を見ていなくても権利は主張するということが、この頃の常識となってきましたが、一生懸命がんばって守ってきた人はどうなるのだろうと、そういう悩みを持った高齢者がまた多くなってきました。そういう時、相談したいと思っても、なかなか自分の家の恥をさらすようで相談ができないという方が、年々多くなって、本来なら、遺産相続の件できちんと書いておけばいいのでしょうかけれども、知識のある人とない人がおります。いとも簡単に、何気なく、けんかもしないで、行く末をきちんと守っていただけるような方法というものはないものなのでしょうか。そういう悩みを持った方が、私の家は農村地帯でもございますから、結構、多くなってきていますので、お伺いしたいと思ってお話しさせていただきました。

【栗原由紀子会長】

そうですね、今、櫻井委員からの御質問で、消費生活・文化課だけでできることではなく、長寿社会政策課との連携、または弁護士会との連携等で行われるものかと思うのですが、もし、事務局で答えられることがございましたらお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費者相談専門監】

成年後見問題については、全国的にも社会問題になっていまして切実な問題とっております。今、栗原会長からお話がありましたように、私ども消費生活・文化課だけでは、なかなか広報していくことも難しいところはあるのですが、長寿社会政策課ですとか、もちろん法律問題でもございますので弁護士会や司法書士会とも連携して、さらに広報できるよう進めていければと思います。

成年後見問題というのは、家族の問題でございますので、これはなかなか、私からお話しするのも難しいのですが、家族との繋がりといったものをどれだけ大事にしていけるのかというところが、そこで問題がなければスムーズに相続の問題とかは進んでいくので、その家族間の問題といったものをどういう形で社会の中で解消していけるのか、これからはますます難しい状況になろうかと思いますが、私ども側面的にも支援に関わっていきたいと思っております。

【栗原由紀子会長】

ここでいただいた御質問は、他の課にも流していただいて、連携をとっていただくという形をお願いしたいと思います。

続きまして、高橋委員からお願いいたします。

【高橋竜彦委員】

高橋でございます。社内の人事異動の関係で今回から初めて参加をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、初めて参加をさせていただきまして、今回、御説明を受けまして、県としての消費者施策について、とても様々な取組をなされているということに改めて感謝したいと感じました。私の場合、事業者代表という立場で参加をさせていただいておりますので、役割としては、このような県の取組に沿えるような、事業者として何か取組ができないのかということを検討する必要があるのかなと感じた次第でございます。

その上でのお願いでございますけれども、このような様々な取組をしていることにつきまして、この審議会の場合だけではなくて、委員の皆様が年間を通じて様々なタイミングで知ることができたら、それぞれの立場をもって、それぞれの形で広報活動もできるのかなと思ひまして、何かの形で、例えば定期的に資料をお送りいただくとか、ホームページ等

には取組がまとまって載っているものと思いますけれども、私もなかなか自分で見に行くということが難しいものですから、例えば電子メールなどで「こういった情報が掲載されました」とか情報をいただくと、そこから見に行くこともできますので、そういった情報提供もいただければ大変ありがたいと思っております。手前どもは電力会社でございますので、県内各地に出先がありまして、それぞれの事業所で、例えばメーターの検針等で個別のお家にお邪魔する、消費者の皆様と直接お会いする立場の者もおりますので、私どもにいただいた情報を、県内の各事業所で共有しながら、お客様に会ったときは是非、県のこういった取組を紹介させていただくなど何かできるのかなと感じました。私からの感想として、以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

高橋委員からの御提案で、こまめに情報提供等をしていただければということだったのですけれども、事務局からコメントをいただければと思います。

【事務局：消費生活・文化課 鈴木参事兼課長】

すみません、今まで見落としていた点だと思います。今の御意見を頂戴いたしまして、「そうだったか」というのが実感でございます。当課では毎月、「みやぎの消費生活情報」など、定期的に出しているものもございます。こちらはどちらかという、実際に見守り等をいただいている地域包括支援センターさんや、行政機関にお送りしているものなのですが、今回を機に、審議会の委員の皆様方にも発行の都度、送付の方法は、郵送になるのかメールでの送信になるのかは、内部で検討させていただきますが、様々なものを出しておりますので、その都度、審議会の委員の皆様方にも情報提供させていただくように、今後、務めさせていただきたいと思っております。

【栗原由紀子会長】

御検討よろしく申し上げます。

続きまして、白鳥委員から、どうぞよろしく申し上げます。

【白鳥裕之委員】

私も、今回初めて出席させていただきます仙台商工会議所の白鳥と申します。

私も、高橋委員のお話のように、事業者の立場ということで参加させていただいているのですが、まず一点は、先ほど御説明いただいた資料2にあります出前講座の開催回数で、前回の平成29年度と比べて、平成30年度は随分減っているようなのですが、何か理由があるのかなとちょっと疑問に感じたところです。

みなさんのお話を聞いていて、やはり消費者被害を防いでいくということも大事です

が、逆に考えれば、こういったものを防いでいくには、企業がどうやって消費者が困っていることを感じて、改善していくことで商売に繋げていくということが、企業として大事なのかなというふうに今感じました。そういった意味でも、仙台商工会議所も、仙台市内ですけれども、約9,000社の会員さんがいらっしゃいますので、こういった周知というものをしていけば、事業の改善にも繋がるでしょうし、地域の活性化にも繋がっていくのかなというふうに感じております。

それと、これからは、キャッシュレスというお話が非常に進んでいく、人口減少で人手が不足している中で、現金を扱うということが、たぶん減っていくのではないかなと。あるいは消費税が今年10月に増税されるという中で、軽減税率なども今まだどうなるかわからないのですけれども、キャッシュレスを国として進めていくという話もありますし、そういった部分の周知ですとか、高齢者はどうしても現金を使う機会が多いので、なかなか変わっていくことは大変なのかなというところもありますので、消費者保護としていろんな情報を提供していくことは必要なかなと感じているところです。

もう一つは、私は、地域のまちづくりにも携わっているので、お金を地域で回すということを小さい頃から分かってもらおうと、自分のまちで自分のお金がどう使われて、どういうふうに自分に返ってきているのかということが分かることによって、自分のお金の使い方というもの非常に分かってくるのかなと。北海道夕張市の行政の破綻ではないですけれども、地域でお金を回すということが自分たちにどう返ってくるかということが非常に教育の中で大事なかなと、私は常々感じていまして、ネット社会、これも大切なのですけれども、ネット社会の中でどこにお金が流れていくのかとか、そういったものを分かってお金を使うということが、小中学生にはなかなか難しいとは思いますが、高校・大学とかで教えていくということは地域にとっても大事なかなと思いますので、消費者という視点でいいのかどうか分からないのですけれども、経済という部分でも地域の人に分かっていたくということが大切なかなと、改めて思ったところです。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

白鳥委員から、出前講座の開催件数の件で御質問がありましたので、事務局から説明をお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費者相談専門監】

今年度の分については、12月末くらいまでの状況ですので、前年同期と比べるとどうかということは、ちょっと確認しておりませんが、学校関係が若干少ないということが今年度の特徴でございます。おそらく、学校関係は成年年齢の引き下げの問題もありましたので、他の様々なところで、そういった広報などもやっておりますので、若干、こちらの方に取られている部分もあるのかなというところもあります。ただ、これから、1

月、2月、3月と増えていくと思います。既に、出前講座のお申し込みもたくさんきているところですので、できるだけ有効に進めたいと思います。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

続きまして、洞口委員、どうぞよろしく申し上げます。

【洞口ひろみ委員】

私から、三つほど、お話ししたいと思います。

まず一つは、地域での高齢者や障害者の方々を見守るということで、各地区、地域ケア会議などを開かれていますかと思いますが、このケア会議の見直しをもう少ししていただきたいということです。地区によって違うかと思うのですが、今住んでいる所にはどんなものがあるか、集まる場所があるかとか、もっともっと地域を知ろうというようなお話を結構しているかと思うのです。この審議会で、具体的にしていきたいことが、高齢者の方々が被害に遭っておられますネットワークビジネスです。この被害者が結構いると思うのです。これは、高齢者の方々だけではなくて、主婦とか、OLとか、被害に遭っているわけなのですけれども、一つ会社名を申し上げますと、〇〇〇〇〇〇です。健康食品と美容とかの会社みたいなのですけれども、多額の料金を納めるということで年間送られてくるような被害があるみたいです。この〇〇〇〇〇〇は、例えば、ヨガ教室とか、体のマッサージとかの教室を設けて、消費者の方とふれあいながら、そういうことにのめり込んでしまうというようなビジネスなのです。こういうことは別の会社でももっともっとあると思うのですけれども、被害に遭わないための地域ケア会議などの一部で取り組んでいただければいいなと思います。とにかく、事故がかなり多くなってきておりますので、それをまず見直していただきたいことが一つです。

それから、先ほどからお話しになっております成年年齢が引き下げられることにつきまして、中学校とか高校の授業の中で、今、先生方も大変忙しいことは私も十分分かってはいるのですけれども、その授業の中でちょっと時間を作っていただいて、クレジットの事故とか怖さというような、良い面も悪い面も含めまして、授業の中で取り組んでいただけたらいいかなと思います。どうしても、楽にクレジットを組むことを子どもたちが覚えてしまうと、この日本も大変なことになってしまうのかなと心配されます。

それから、環境の教育と食育の教育のことなのですが、先ほども出ました子ども食堂の件なのですが、子ども食堂はそもそもは貧困な子どもたちを助けるために全国的に展開されていると思います。ただ、年々、状況が変わってきているのではないかと思います。それは、先ほどから出ております高齢者の問題です。高齢者と一緒に子ども食堂、例えば、子どもふれあい食堂とか、そういうような方向にもっていきまして、地域の、私たちは中堅なのですが、民生委員、婦人会、ボランティアの方も含めまして、高

齢者も子どもたちも一緒にふれあうということで、貧困はちょっと置いておきまして、地域の方々と一緒に食の大切さとか、昨年問題になりました、間もなく恵方巻きの季節となりますけれども、恵方巻きがかなり捨てられたということで新聞に載りましたけれども、これは本当に私たち、農家の方々に申し訳ないと、お米を捨てるのですからということで、その点もみなさんで考えていただきたいと思います。以上です。

【栗原由紀子会長】

いろいろと情報提供をしていただいて、ありがとうございました。

ちょっと、時間の都合もありますので、これについてコメント等がありましたら、事務局からメール等で流していただければと思います。

渡邊委員、どうぞよろしく申し上げます。

【渡邊正明委員】

行政の立場ということで参加させていただいております。

私、昨年4月から担当させていただいておりますけれども、これまで仕事に携わって感じていることが一つありまして、各県さんとかでも、今日の資料1、2に書いてありますように消費者教育や消費者施策に取り組んでいるところで、大変きめ細かなところまで手が届いているのですから、経済産業局として同じことをやる部分が結構あったので「そういうところがないように施策を展開していかなければいけないよね」という話をここに就任してから取り組んできたのですけれども、改めて今日、資料を拝見すると、やはりダブるところがあるなと感じております。そこで、教えていただきたかったところが、県さんもそうですけれども、市町村においても消費者からの相談や苦情に対応して苦勞されている相談員さんのところで「市町村消費生活相談員等レベルアップ研修会」がございすけれども、局としてもここは取り組んでいきたいと思っております、宮城県さんでこれから取り組むであろうレベルアップ研修会のテーマとか、こういったところをやっていきたいんだというところがあれば教えていただきたいと思っております。平成31年度から私どももレベルアップ研修みたいなものに取り組んでいきたいと思っております、今のところ考えているテーマが、先ほど白鳥委員からもお話がありましたけれども、キャッシュレスの事業がどういうふうに進んでいくのかということと、キャッシュレスの市場の中でどういったプレイヤーの方がこれから登場してくるかといった情報を相談員に分かっていただけるような機会を作っていきたいと思っております。そこは、県さんとダブらないようにしたいと思っておりますので、お聞きしております。

また、キャッシュレスですとクレジットカードが避けられないので、クレジットカード事業を規制している割賦販売法についても相談員さんに知っていただくための機会を作っていきたいと思っております。

そういったところで、すみません、レベルアップ研修会をどんなテーマで進めていく予

定なのか、もし決まっていたら教えてください。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

事務局で、今、答えられることがありましたらお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費者相談専門監】

市町村の相談員の方々のレベルアップ研修会は、今度の2月にもあるのですけれども、年に4回くらいやっております、相談員さんの方からこういったテーマで、こういった内容について知りたい、そういった要望を受けて、こちらでもいろいろ考えてやっているところです。

来年度以降についても、経済産業局さんといろいろご相談しながら、情報交換しながら、そんなにダブらないように調整しながら進めていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【栗原由紀子会長】

連携協力をしていただいて、進めていただければと思います。

各委員から、一通り、御意見を頂戴いたしました。司会の不手際で、かなり時間を超過してしまって、みなさんの御予定を申し訳ございません。まだ、言い足りないこと等があるかと思っておりますけれども、申し訳ないので、意見等ある方は後日で結構ですので事務局へ書面やメール等で提出いただければと思います。次にも、まだ報告等が残っておりますので、このあたりで締めたいと思います。

本日予定しておりました議題につきましては、以上とさせていただきます。

なお、議題の消費者行政の取組につきましては、本日の皆様の御意見等を今後の消費者行政の取組に活かしていただきたいと思っております。

議事進行への御協力ありがとうございました。

それでは、進行役を事務局へお返しいたします。

【事務局：消費生活・文化課 鎌田副参事兼課長補佐】

栗原会長、進行ありがとうございました。

続きまして、次第4「報告」に入ります。まず一点目「平成29年度の消費生活相談の実績と傾向について」事務局から説明いたします。

【事務局：消費生活・文化課 阿部課長補佐】

〈 事務局より、資料3に基づき説明 〉

【事務局：消費生活・文化課 鎌田副参事兼課長補佐】

ただいまの報告事項につきまして、委員の皆様から御質問があればお願いします。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、「(2) 適格消費者団体との連携について」事務局からご説明いたします。

【事務局：消費生活・文化課 阿部課長補佐】

◀ 事務局より、資料7に基づき説明 ▶

【事務局：消費生活・文化課 鎌田副参事兼課長補佐】

ただいまの報告事項につきまして、委員の皆様方から何か御質問、御意見等ございましたでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、三つ目「訪問販売お断りステッカー」貼付による訪問販売規制に関する検討状況について」事務局から御説明いたします。

【事務局：消費生活・文化課 鈴木参事兼課長】

◀ 事務局より、資料5に基づき説明 ▶

【事務局：消費生活・文化課 鎌田副参事兼課長補佐】

ただいまの報告事項につきまして、委員の皆様から御質問等ございましたでしょうか。では、光安委員、お願いいたします。

【光安理絵委員】

御報告ありがとうございました。

仙台弁護士会では、平成29年11月25日に、日弁連のシンポとして「地域で防ごう！消費者被害 in 宮城」というものを開催いたしまして、その当時、大崎市において訪問販売お断りステッカーによる取組などが行われていたので、それをご紹介させていただいて、現時点では、仙台市でもステッカーがございまして、平成29年12月4日には、知事からステッカーによる取組について、「私自身、非常にやってみる価値のある取組なのではないか」と思われている御発言をいただいていたところで、前回の審議会では、資料9において、制度導入に向けて、検討を前向きに進めていきたいというような御報告も県からいただいていたので、今回の御報告では、二点ほど質問をさせていただきます。

資料5の「2 ステッカー規制に対する関係団体の意見」のところでは、日本新聞販売協会さん等が、全国の地方公共団体・警察・消防署と協定を締結して見守り活動等を実施しているということで、新聞公正取引協議会宮城県支部さんも「県内全市町村と協定を締結して」というところがございすけれども、この協定の内容を明らかにしていただきたい

というところがございます。見守り活動とおっしゃるのですけれども、なんとなく抽象的に「見守り活動」というと、なんだかいいものなのかな、というふうになるのですが、ここでおっしゃっている「見守り活動」とは具体的にどういうものであるのか、例えば、慣れ親しんだ配達員の方が、既に契約を締結している配達員の方が、非常に親しくなっていて、親身になって、高齢者の方のトラブルの相談に乗っていたり、何かあったときに地域包括支援センターに繋ぐとかいうことは想定できるのですけれども、まだ契約締結まで至っていない訪問販売員さんがやっている見守り活動とは一体何なのかというところが、素朴な疑問でございまして、協定の内容と、ここでおっしゃっている「見守り活動」とは具体的にどのようなものを想定されているのですかというところが、県で具体的などころまで把握されておりましたら知りたいというところがございます。

資料5の3のところ、「訪問販売事業者から、健全な営業活動も一律に禁止・阻害する規制は過剰規制であるとの声がある」とのことなのですが、例えば、「ステッカーを貼りました」と、効力を付与するかどうかというところも、仙台弁護士会としては効力を付与すべきだろうとは思っておりますが、「訪問販売はいいです」と、「自分で必要なときに連絡を取ります」という禁止の意思を、「結構です」という意思を明確にしている方に対して、営業活動をしていく、販売活動をしていくということが、それは健全な営業活動というふうな表現になるのかどうかというところでして、「結構です」「断ります」と言う人に営業はしなくていいのではないのですかと、ご自身から積極的に求めたときでいいのではないのですかというのは、それは「過剰規制」とは言えないのではないかというのは、これは、すみません、意見でございました。特に、昨今は、ネットがない時代であれば、訪問販売等でいろいろな情報を得るということはあったであろうと思います。しかしながら、今は、逆にネットのトラブルも増えている反面、インターネットによって、いくらでも情報は収集できますし、良くも悪くもダイレクトメールでいろんな物が送られてくるわけですから、自宅を訪問してもらわなければ、そもそも必要な、消費生活に必要な情報すら得られないという時代ではないと考えております。

それと、もう一点でございます。仮に、効力付与までは見合わせるとしても、今の県の消費生活条例の不当取引行為の規制の在り方が、十分かどうかと、その見直し検討というのもあり得るのではないかと考えております。条例の文言というより、規則の文言で解釈をしていきますと、結局のところ、早朝や深夜でないか、もしくは消費者が正常な判断をすることができれば、消費者の意に反する訪問販売活動は禁止されないという読み方が、規則上できますので、まず、条例第14条第2号において「消費者を威迫し、執ように説得し、心理的に不安な状態に陥らせる等不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させる行為」を禁止しており、それがどういう行為かということ規則第3条第2号で「消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態の時に、電話等の電気通信手段を用いて連絡し、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること」はだめですよ

といっておると、そうすると、この条例の規制ぶりからすると、平成20年に改正された特定商取引法では、消費者が本当に勧誘を受ける意思があるかと確認して、その上で「いいです」ということであればいいのですけれども、事前に「いやです」といった場合には、それ以上、しつこく勧誘してはならないと、特商法ではそういうふうにも規制されているので、条例の方が特商法よりも規制が緩いというふうにも解釈し得るところでございます。条例の規定ぶりを、あるいは、条例はどのような規制になっているのかということころを、平成20年度に改正された特商法と突き合わせて、もう一度、考えていただくなり、必要に応じて改正していただくと、もちろんステッカーに効力を付与するということが望ましいと考えてはおりますので、引き続き前向きに検討をしていただきたいと思いますと思っております。長くなりましたが、以上でございます。

【事務局：消費生活・文化課 鈴木参事兼課長】

それでは、第一点目の、こういった「見守り活動」を新聞協会等と地方自治体が協定を締結しているかということですが、具体的に申し上げますと、例えば、大崎市さんですと、注意喚起チラシを新聞の折り込み広告と一緒に配達します、といった内容、あるいは、これは、また別の自治体になりますが、新聞配達及び集金等の業務の際に、お宅を訪問した際に異常がないか、例えば、何日も新聞を取られていないとか、玄関に施錠がなくて、呼び出し音が鳴っても出てこない場合は異変があるのではないかと、そういった見守り活動です。それと、これは、虐待の関係なのですが、頻繁に悲鳴のような声とか物が壊れるような音はしていないか、虐待を思わせるような行為がないかどうか、そういった点での見守りというのもございます。具体的に協定でどのような見守りをしているかという、大体このような感じで、手元にある資料から読み取れました。

二点目につきましては、「一律に規制された場合」というのは、これは、県がステッカーに法的拘束力を設けた場合という前提が入っておりますので、先ほど、光安委員がおっしゃったとおり、ステッカーを貼ること自体がどうなのかという議論ではないと私どもは理解しております。新聞協会さん等がおっしゃっているのは、ステッカーを貼ることによって、それは、訪問販売を拒否していますよという意思を、ステッカーを貼ることに法的拘束力を県が与えてしまうと、一律の規制になるのではないかと御意見であると我々は受け止めております。

それから三点目、御質問の趣旨は、再勧誘禁止の関係と理解しました。たしかに、本県の条例、規則では、ここは書いておりませんが、我々は運用といたしましては、特定商取引法をはじめ法で規制されているものですから、実際の運用は、この場合は、条例ではなくて法に基づいて運用するという形をとらせていただいております。仙台弁護士会さんからは、それをさらに条例にもきれいに整理した方がいいのではないかと御提案を頂戴しております。こちら、法律と条例と規則の関係を法務担当とも調整しながら、我々も法体系を勉強をしながら、今後も検討を続けさせていただきたいと思っております。以上で

ございます

【光安理絵委員】

ありがとうございました。ちょっと短くよろしいでしょうか。

二点目のところなのですけれども、もちろん、こちらとしても、事業者の反論としては、事業者さんの懸念としては「効力付与がなされた場合」ということは、理解はしております。ただ、こちらとしては、効力付与の有る無しに関わらず、「いません」という人に対して営業活動を行うことが禁止されると、法的にも禁止されるということが、果たして、「健全な営業活動の禁止」という意味ではないのではないですかと、「いやです」と事前に示している人に行ったらだめですよと、そこに法的な効力を付与しますよということ、素直に考えれば、別に「健全な営業活動禁止」をしているとはいえないのではないかという考えでございました。

あと、一点目についての確認ですが、把握されている「見守り活動」とは、既に契約に入っている、つまり、常に新聞を配達している人、何と言ったらいいですかね、要は、契約締結前の訪問販売員が、何か「見守り活動」に寄与しているということではないですよ、結局のところ。

それと、協定内容を明らかにしていただけるか、あるいは、どこで確認させていただければよいのかということについて、よろしく願いいたします。

【事務局：消費生活・文化課 鈴木参事兼課長】

協定を見ますと、たしかに、新聞勧誘員というよりは、頻繁に訪れるのは新聞配達員の方が多いので、その際に、見守り活動をしていただくと、その前提としては、当該新聞の購入をしていただくというのが前提というのがあると思っております。

それと、協定の情報について、我々は各市町村から情報を提供いただいております、たぶん、情報公開制度に則れば、非公開情報はそんなにないと思いますが、ちょっとこの点だけは、市町村と協会が結んでいるものですから、こちらの提供については、一度、入手元に確認だけさせていただきます。

【光安理絵委員】

ありがとうございました。

【事務局：消費生活・文化課 鎌田副参事兼課長補佐】

他に御質問等ございますでしょうか。

では、野崎委員、お願いいたします。

【野崎和夫委員】

今ほどのステッカー規制に関して、少し意見を申し上げたいと思うのですが、基本的に、県の方では引き続き検討していくということなのですよ。ということであれば、引き続き、弁護士会の方で主張されている内容と、いわゆる経済活動、営業活動への影響等も、きちっと踏まえて十分議論をいただければというふうに思います。背景的には、訪問販売に伴う消費者トラブルをいかに防止していくのかということだと思しますので、それに向けた活動や、あるいは特商法で一旦は見送られてはおりますけれども、その部分について、さらにつっこんで規制を考えていくという検討の方向もあるわけでございます。やはり、ちょっとハードルが高いなと思うのは、いわゆるステッカーを貼れば、そこに行っちゃいけないのだということになるということが、一律で全部阻害する規制であり、過剰規制ではないかという懸念が出てくるわけでございます。そもそも勧誘拒絶の意思表示をしている消費者に対して、訪問販売を禁止するということでの関係をどう整理したらいいのか、今のやりとりの中でも、かなりあると思いますので、ちょっと整理をしてやっていただきたいというふうに思います。以上でございます。

【事務局：消費生活・文化課 鎌田副参事兼課長補佐】

その他に、ございますでしょうか。

では、折腹委員、お願いいたします。

【折腹実己子委員】

このステッカーを、高齢者の方々は求めているのですね。地域包括支援センターの方に問い合わせがあったり、欲しいということで、これがあることで意思表示しやすいと、そういう声もあるので、これを活用することで消費者被害を防ぐことができる、すごくいいものだと現場では受け止めております。

【事務局：消費生活・文化課 鎌田副参事兼課長補佐】

その他に、ございますでしょうか。

では、栗原会長、お願いいたします。

【栗原由紀子会長】

お時間のないところ、すみません。

一言、会長として言わせていただくと、議論聞いていますと、「不招請勧誘規制」と「ステッカー規制」が混在していると思います。ステッカーに法的効力を付与することと、不招請勧誘規制とは、また、ちょっと違いますので、業者の方がおっしゃることは不招請勧誘規制だと思われるので、ここのところの議論を少し整理していただいて、導入について前向きに検討という審議会委員からの御意見もありますので、御検討していただければと思います。

昨年の審議会の後に、もう一度、審議会を開いて、このことをしようかということは、実はあったのですけれども、おそらく行政の方が、人員がかなり入れ替わっていらっしゃると思いますので、なかなか難しかったのだと思います。今年度、次年度はもしかしたらできるのではないかと思いますので、お忙しいとは思いますが、引き続き御検討をしていただければと思います。すみません、よろしくお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 鈴木参事兼課長】

是非、検討を進めていきたいと思えます。引き続き、仙台弁護士会さん、あるいは、規制の対象となります事業者とも、よく意見交換をしなければならぬと思えますので、先ほど、光安委員からいろいろとお話を頂戴しましたので、一步踏み込んだ事業者との意見交換にも努めていきたいと思えます。

【事務局：消費生活・文化課 鎌田副参事兼課長補佐】

本日は、仙台弁護士会さんから「訪問販売お断りステッカー」に関する資料を配付させていただいておりますので、この件に関しまして、光安委員から御説明をお願いいたします。

【光安理絵委員】

すみません、お時間のない中、ありがとうございます。

お手元に、配付させていただきました、これはまだ完成はしてなくて、デザインが概ね固まって作成しているものでございます。折腹委員からもお話しがありましたとおり、効力付与、ステッカー規制の問題については置いておきまして、意思表示を明確にしやすいということや、弁護士会でも「これを作りました」というだけではなくて、今後、こういったステッカーがまだ作成されていない市町村ですとか、消費生活相談センターですとか、そういったところに配布する際に、これをただ配布して終わりではなくて、説明ですとか啓発のツールとしても使っていきたいと思っております、参考資料として配付させていただいたものでございます。ありがとうございます、お時間とりました。

【事務局：消費生活・文化課 鎌田副参事兼課長補佐】

ありがとうございました。

ただいまの光安委員のお話しに対して、何か御意見、御感想等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして次第の5「その他」ですけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。事務局からは特にありませんか。それでは、「その他」につきましては以上とさせていただきます。

お時間、ちょっと押ししてしまいましたが、以上をもちまして、本日の消費生活審議会を

閉会させていただきます。長時間にわたり御審議賜り，誠にありがとうございました。